

平成27年第1回定例会（2月議会）

農林水産委員会提出資料

（所管事項関係）

平成27年2月18日

農 林 水 産 部

目 次

- 1 平成27年度農林水産部関係機関の組織改正について [農林水産部] ----- 1
- 2 秋田県農産物流通販売戦略（案）の策定について [農林水産部] ----- 2
〔別冊〕秋田県農産物流通販売戦略（案）
- 3 稲作経営安定緊急対策資金の貸付状況について [農業経済課] ----- 3
- 4 サクラマス採捕禁止期間の変更について [水産漁港課] ----- 4
- 5 新エネルギー活用型周年農業実証事業で整備した
施設機能の不具合について [農林政策課] ----- (当日配布)

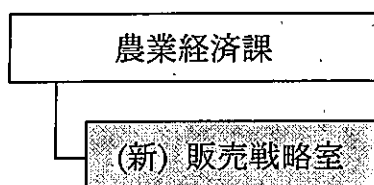
1 平成27年度農林水産部関係機関の組織改正について

農林水産部

1 販売戦略室の設置

マーケットインの視点による農産物等の生産振興及び販売対策を一体的に実施し、生産の拡大や販売額の増加を図るため、農業経済課の課内室として「販売戦略室」を設置する。

【組織図】



(新) 販売戦略班

- ・ 部内の販売戦略の総括
- ・ 販売戦略推進会議の開催
- ・ 首都圏等の実需と産地のマッチング
- ・ J A等の販売拡大オリジナルプランの実践支援
- ・ 農業者等の販売カスキルアップのための実践研修の企画・実施
- ・ 知事トップセールス、産地商談会等の売込み強化対策
- ・ 県産プレミアム食材の売込み
- ・ 知的財産等の活用促進
- ・ 農産物の輸出促進（窓口）

2 仙北地域振興局農林部農村整備第二課の移転

県有施設有効利用の観点から、仙北地域振興局農林部農村整備第二課を、大仙市大曲日の出町（借地）から仙北地域振興局庁舎へ移転する。

2 秋田県農産物流通販売戦略（案）の策定について

農林水産部

これまでの取組と課題

【農産物を巡る変化】

- 人口減少・高齢化に伴う需要の減少
- 国内外の産地間競争の一層の激化
- 販売価格の低迷
- 消費者や実需者ニーズの多様化・高度化
- 生鮮品の減少、加工や外食など業務用需要の増加
- 卸売市場に加え、直売など流通チャネルの多様化

【これまでの取組】

- 首都圏のマーケットニーズとのマッチング活動
- オール秋田での食の一体的プロモーションの実施
- 身近で顔の見える流通販売への取組

【課題】

- マーケットインの視点、取組が不十分
 - ・実需者ニーズに対応した産地の育成
 - ・競争力を高めるブランド力の強化
 - ・流通（物流・商流）の合理化
 - ・農産物の高付加価値化

戦略策定の趣旨

【新たなニーズへの対応】

- 農政改革に対応したマーケットインの強化
 - ・複合型生産構造への転換を図るため、これまで以上にマーケットインの視点を重視し、生産から流通・販売まで一体的に取り組むことが急務
 - ・併せて、農産物のブランド化や高付加価値化等について、生産と一体的に推進していくことが重要
- 農協改革を見据えたJA等の販売対策の強化
 - ・JA等農業団体や農業法人等では、これまでの市場出荷を主体とした販売に加え、新たな流通販売チャネルを開拓することが重要
 - ・特にJAについては、農産物の買取販売の導入・拡大など、流通販売対策の強化が必要

戦略のポイント

- 生産者による主体的なマーケティング活動の取組促進
- JAによる販売力強化に向けた取組促進
- 県による流通販売の取組強化
 - （県産農産物の販路拡大に向けた推進体制を整備するとともに、取引機会創出等に向けた産地の積極的な取組を支援）
- JAグループと県との連携強化
 - （米の需要に応じた生産に必要な情報収集や市場動向等の分析・研究及び大規模園芸団地の整備などについて、JAグループとの連携を強化）

戦略の推進体制

秋田県農産物販売戦略推進会議（仮称）

- 《構成》 生産者、生産者団体、流通業者、商工団体、学識経験者、行政 等
- 《役割》 戦略の合意形成、進行管理、評価・見直し
- 《事務局》 農林水産部

あきた売れる米づくり推進会議

あきた園芸戦略対策協議会

あきたオリジナル果樹推進会議

秋田牛ブランド推進協議会

比内地鶏ブランド認証推進協議会

秋田県水産振興協議会

流通販売対策の柱

～品目別の取組

1 秋田ブランドの強化（商品づくり）

- ① 信頼される安全・安心な農産物の生産
- ② 秋田の顔となる競争力の高いブランド品目の生産強化
- ③ 消費者・実需者から求められるニーズ対応型品目の生産強化

3 プロモーション活動の強化

- ① 関係団体・民間企業との連携による情報受発信の強化
- ② アンテナショップ機能の強化
- ③ 知名度の高い量販店・販売店・レストラン等と連携したプロモーション活動の強化
- ④ マスメディア等による宣伝活動の展開

2 販売チャネルの拡大

- ① 市場等を介した大規模流通の展開
- ② 実需者ニーズに対応した新たな流通の展開
- ③ マッチングサポート機能の強化
- ④ 地産地消を意識した身近な県内流通の展開
- ⑤ 海外市場を見据えた輸出の展開

4 対策の柱を支える取組

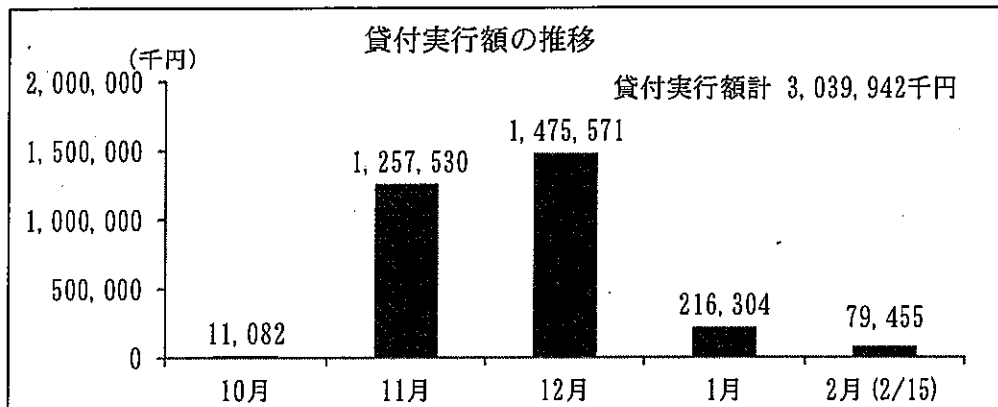
- ① 農業生産力の維持・向上
- ② 農業者の経営力の向上
- ③ マッチング人材の育成・確保
- ④ 県内での産地加工力の向上
- ⑤ 青果物を中心とした物流システムの高度化

3 稲作経営安定緊急対策資金の貸付状況について

農業経済課

1 貸付状況（平成27年2月15日現在）

- (1) 融資枠40億円に対し、約30億4千万円が貸付実行され、今後、貸付額は33億円程度となる見込。
- (2) 貸付実行件数2,424件は、米の直接支払交付金加入者（約35,000経営体）の約7%にあたる。
- (3) 個人、法人等集団の割合は、個人が95%、法人等集団が5%である。
- (4) 貸付実行額は、12月をピークとして、その後漸減傾向にある。



2 借入者の状況

- (1) 個人の借入者の水稲作付面積は、1~2haの経営体が最も多く（25%）、平均は4.1ha、最大は29.8haである。
- (2) 法人等集団の借入者の水稲作付面積は、10~20haの経営体が最も多く（35%）、平均は22.3ha、最大は177.4haである。
- (3) 借入者全体の平均水稲作付面積は約5.0haで、全県平均水稲作付面積1.96ha（2010農林業センサス）の2.6倍となっており、比較的規模の大きい経営体が資金を利用している。
- (4) 借入金額の平均は、個人が104万円、法人等集団が546万円である。
- (5) 償還期間は、ほとんどの経営体が3年間としている。

4 サクラマス採捕禁止期間の変更について

水産漁港課

サクラマス資源の保護と合理的な利用を図るため、採捕禁止期間を変更することとし、4月1日からのサクラマス釣り解禁に向けて準備を進めている。

1 秋田県内水面漁業調整規則の改正

サクラマスの採捕禁止期間を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<u>3月1日から5月31日まで</u> 及び 9月1日から10月31日まで	<u>1月1日から3月31日まで</u> 及び 9月1日から10月31日まで 〔十和田湖においては、 3月1日から5月31日まで 及び 9月1日から10月31日まで〕

※ 2月下旬の公布、4月1日の施行を予定。

2 遊漁規則及び行使規則の変更

県の規則改正にあわせて、各漁協においても、遊漁規則及び行使規則の変更作業を進めている。

【参 考】

遊漁規則：内水面における漁業権免許を受けた漁協が、遊漁についての制限の範囲、遊漁料の額など遊漁者に対するルールを定めた規則。漁協の総会議決事項であり、知事の認可が必要。

行使規則：漁協の組合員が漁場内で漁業権を行使できる範囲などを定めた規則。漁協の総会議決事項であり、知事の認可が必要。